

瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第13号

瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年瀬戸市規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第13条、附則第3条、第6条関係）				別表（第13条、附則第3条、第6条関係）			
(1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども（法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもが特別利用教育を受けた場合を含む。）				(1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども（法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもが特別利用教育を受けた場合を含む。）			
支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）1人当たり		支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）1人当たり	
<省略>				<省略>			
C ₁	A階層を除き当年	<省略>	<省略>	C ₁	A階層を除き当年	<省略>	<省略>
C ₂	度分（4月から8	<省略>	<u>7,500</u>	C ₂	度分（4月から8	<省略>	<u>10,500</u>
D	月までの月分につ	<省略>	<省略>	D	月までの月分につ	<省略>	<省略>
E	いては、前年度	<省略>	<省略>	E	いては、前年度	<省略>	<省略>
	分)の市町村民税所得割の課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯				分)の市町村民税所得割の課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯		

(2)及び(3) <省略>

(2)及び(3) <省略>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。